

プラスチック製容器包装 (週1回 曜日)

3ページで収集曜日確認

容器包装とは、商品や食料品の中身を出したり、食べたりして不要になった容器、またはそれを包んでいた包装材をいいます。

対象になるもの

プラスチック製容器包装のマーク (♻️) がある品目が対象になります。

●キャップ・ラベル類

インスタントコーヒー、ペットボトルなどのプラスチック製のキャップやラベル



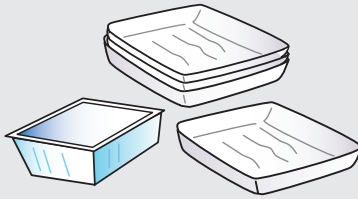
●ボトル類

シャンプー・洗剤・ソース・乳酸菌飲料などのボトル



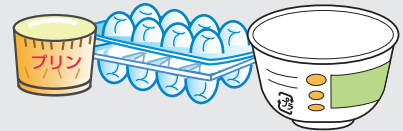
●トレイ類

生鮮食料品・惣菜などのトレイ



●カップ類

プリン・卵パック・カップめんなどの容器



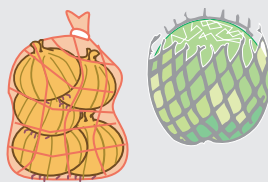
●チューブ類

マヨネーズの容器・歯磨き粉やわさびなどのチューブ



●ネット類

野菜や果物が入っていたネット (発泡スチロール製ネットを含む)



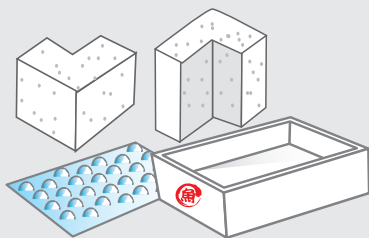
●ポリ袋・ラップ類

レジ袋・お菓子の袋・食品や惣菜などを包むラップ



●発泡スチロールなどの緩衝材類

家電製品などの緩衝材として使われている発泡スチロールなど



出すときのルール

- 汚れがとれないものは、燃やすごみで出してください。
- 中身を残さないで、中を軽くすすいでください。
- チューブ類などの中がすすげないものは、使い切ってください。
- 「プラスチック製容器包装用」の指定袋に直接入れてください。
- 一度に3袋まで。
- 値札やバーコードのシールをはがす必要はありません。
- 生ごみを入れる小袋として使用したレジ袋は、「燃やすごみ」で出してください。
- 指定袋に入らない大きさのものは、小さくして指定袋に入れてください。

プラスチック製 容器包装用

(Plastic Container
and Wrapping)



お願い

- 風が強い日は、袋が飛ばないようにご注意ください。

プラスチック製
容器包装

対象外のもの

プラスチック製商品 **そのもの** で「燃やすごみ」扱いの主なもの

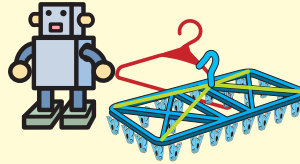
×ビデオテープ・CD
(ケースを含む)



×長靴・ビニール
ホース・ゴム手袋



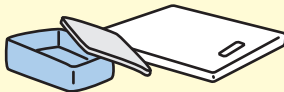
×おもちゃ(プラ製)
ハンガー(プラ製)



×洗面器・歯ブラシ
スポンジ



×まな板(プラ製)
保存容器(プラ製)



×植木鉢(プラ製)



※在宅医療廃棄物のチューブやバッグ類は、プラマークが付いていても「燃やすごみ」として出してください。
28ページをご覧ください。



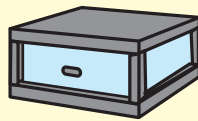
「燃やすごみ」へ
5ページ参照

プラスチック製商品 **そのもの** で「大型ごみ」扱いの主なもの

×灯油ポリタンク
(18リットル以上)



×衣装ケース



×プランター



大型ごみへ
16ページ参照

プラスチック製
容器包装

《容器包装類の分け方参考例》

同じ容器や包装のものでも、素材により分別区分が異なる場合がありますので、
ご注意ください。

菓子箱



電化製品などを購入した箱の場合

